

新潟市長
中原 八一 様

新型コロナふまえ、市民に寄り添う市政にするために
2022年度予算編成と市政運営に関する申し入れ書

2021年12月6日

日本共産党新潟地区委員会
委員長 田中 眞一

日本共産党新潟市議会議員団
団 長 渡辺 有子

はじめに

新型コロナウイルス感染症は、減少が顕著になっており、経済・社会活動の再開も重要な課題となっています。新たな変異株のオミクロン株にたいする最大の警戒が必要であり、再び感染爆発と医療崩壊を絶対に起こさない対策が求められています。

政府の新型コロナ対応には、科学無視、自己責任の押し付けというふたつの大きな欠陥がありました。

「PCR 検査を広げると医療崩壊がおきる」という内部文書をつくって検査を抑制し、コロナ対策にまで自己責任を押し付け、「原則自宅療養」という方針を出し、自宅で治療も受けられず亡くなる例が相次ぎました。

ワクチンと一体で大規模検査を「いつでも、誰でも、無料で」おこなうこと、緊急時にそなえられる医療・保健所の体制を強化すること、コロナ危機で傷んだ暮らしと営業への補償と支援が必要です。こうした対応を国に強く求めると同時に、本市として市民の命と暮らし、地域経済を守るため以下の諸点を市政運営の基本とし強いイニシアチブを発揮してその実現のため力を尽くすことを求めるものです。

新型コロナふまえ、市民に寄り添う市政に

1、 ワクチンと一体で大規模検査を行い、医療・保健所体制の強化を

日本でも、世界でもワクチン接種後の「ブレークスルー感染」が起きています。感染防止のためにワクチンの追加接種も含め安全にすすめるとともに、大規模な検査を行い感染の火種を見つけ、消していくことが必要です。

また、感染力の強いとされる新たな変異株オミクロンの広がりも懸念され、「いつでも、誰でも、無料で」という大規模・頻回・無料のPCR 検査が必要です。また、職場、学校、保育所、幼稚園、家庭などでの自主検査を大規模かつ無料でおこなえるようにすることも必要です。

コロナ病床の拡充、臨時の医療施設の増設、往診・訪問看護の体制強化など、臨時の医療体制を整備することは、「第6波」への備えとして急務です。

医療機関の減収補てんと財政支援、医療従事者の待遇改善が求められています。

また、保健所の体制も、臨時採用や他部署からの緊急増員を確保しつつ、増やした職員を定員化するなど、正規の職員増もすすめるべきです。

2、雇用と事業を維持し、コロナ危機で傷んだ暮らしと営業への補償と支援を

2年近いコロナ危機のもと、持続化給付金・家賃支援給付金も、国民への特別給付金も一回だけです。コロナ危機で、仕事や所得が減少し、生活が困窮している人も少なくありません。

事業者は、さらに深刻で、売上げの大幅減少や借入金の増大など、コロナ危機のもとで体力が落ち込み、再建が困難な事態も広がっています。コロナ危機で傷

んだ暮らしと営業の深刻な実態を放置するなら、コロナ危機後の経済危機に陥ってしまいます。

雇用と事業が維持されるためにも、暮らしと営業への補償と支援が必要です。

3、未来をになう子どもに、学びを保障し、学生生活への支援を

子育て、教育の負担を軽減し、家計を応援するとともに、貧困から子どもを守り教育の機会を保障しなければなりません。また、バイトもできない苦しい学生生活を強いられている新潟市出身の学生などへの必要な支援が引き続き求められています。

4、市民の生活が一層厳しくなっているもとで、地方自治法の立場にたち、市民生活に直結する事業の見直しはやめるとともに、生活困窮者に寄り添った支援をおこなうこと。

2019年から2021年度まで3年間で実施された「集中改革プラン」で縮小・切り捨てられた市民生活に直結する切実な事業について、コロナ禍における市民生活の状況をふまえ、中止または復活させること。また、生活困窮者に寄り添った支援をおこなうこと。

5、コロナ禍のなかで住民の移動を確保する公共交通政策を

コロナ禍のなかで、利用者が減少した公共交通に対して国に必要な対応を求めることや、本市として必要な支援を行い、路線の廃止や運賃の値上げなど市民生活に直結する見直しは避け、住民の移動を確保することが必要です。

6、新潟駅周辺整備事業や万代島ルート線などの大型公共事業を大幅に見直し、市民生活に身近な公共事業や市民のくらしのため予算配分に

コロナ危機で市民生活がひっ迫しているからこそ、新潟駅周辺整備事業や万代島ルート線事業などの大型開発を見直し、市民生活に身近な公共事業、市民のくらしと福祉、地域経済のための施策に振り向けるべきです。

バスタ新潟や、「にいがた二キロ」を口実にした大型事業はやめるべきです。

見直しで生み出された財源は、市民生活に密着した公共事業や、市民のくらしと福祉、地域経済に資する施策に振り向けるべきです。

7、気候危機打開へ

気候変動による脅威と被害は、日本でも、「経験したことのない」豪雨や暴風、猛暑などきわめて深刻です。21年夏も、大雨特別警報や「緊急安全確保」の指示が頻繁にだされ、洪水・土石流が起り、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたらされています。気候危機打開へ、新潟市として取り組みをすすめることが重要です。

8、ジェンダー平等社会の実現へ新潟市から

口先だけの「男女共同参画」や「多様性の尊重」でなく、本気でジェンダー平等に取り組む政治が渴望されています。

コロナ危機は女性にさまざまな犠牲を強いました。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、「ステイホーム」が強いられるもとでDV被害が急増し、女性の自殺の増加率は男性の5倍にも達しました。子ども、少女たちへの虐待・性被害相談も急増し、民間団体まかせは限界にたっしています。

こうした立場から以下の通り要望いたします。

新型コロナふまえ、市民に寄り添う市政への《重点要望》

1 コロナ対策—経済・社会活動を再開しながら、命を守るために

(1)感染拡大防止のための無症状の感染者を早期に発見し保護するために、市民が希望すればいつでも何度でも無料で検査を受けることができるようにすること。

また、医療機関や介護施設等の入所者と従事者にたいするPCR検査を施設等が必要とする十分な範囲で実施すること。

(2) 第6波がひろがった場合でも、「自宅療養」などという対応をなくすこと。

また、「コロナによる減収補てんはしない」という政府の姿勢を改めさせると同時に県・市が一体で医療危機の打開をはかること。

(3) 保健所の体制を抜本的に強化すること。

(4) 医療・介護・障害福祉・保育などケア労働を担う働き手の処遇改善を国と一体でおこなうこと。

2 雇用と事業を維持し、経済を持続可能にするために

(1) 国に持続化給付金を複数回支給するよう求めるとともに、本市の「ビジネス継続給付金」も同様に対応すること。

(2) 新型コロナにより収入が減少した中小業者に対して業種で区別せず支援する制度を新潟市独自でも創設すること。

(3) 今後、時短協力金等などについては、申請から支給まで1か月もかけないで迅速に支給できるようにすること。

(4) 文化・芸術への支援を強化すること。

(5) 所得の少ない世帯等を貧困・生活困窮に追い込まないため必要な施策を国に求めると同時に本市独自の支援を強化すること。

(6) 暴落した米価対策を国に求めると同時に本市独自の支援策をおこなうこと。

(7) 消費税の緊急減税・免除を国に求めること。

3 未来をになう子どもの成長と学びを保障し、学生生活への支援を

- (1) 少人数学級の実施に踏み出すため教員増を国に求めると同時に、本市単独の教員を増やすこと。
- (2) 子ども医療費は、入院・通院とも一部負担金をなくすこと。
- (3) 生理用品をすべての学校のトイレに常備すること。
- (4) 大学や専門学校など学生生活に対して本市として支援をおこなうこと

4 市民生活が一層厳しくなっているもとで、新潟市は地方自治法の立場にたち、市民生活に直結する事業の見直しは凍結すること、生活困窮者に寄り添った対応をおこなうこと

- (1) 2019年度からの「集中改革プラン」は、すでに実施されたものも含め、市民生活に直結する事業の見直しは止めること。
- (2) 低所得者の高齢者施設等への入居に対して市として家賃を補助するなど、必要な支援をおこなうこと。
- (3) 石油製品の高騰に伴い灯油購入補助を早急を実施すること。また、今後同様なことが起こった場合についても制度化すること。

5 コロナ禍のなかで市民の移動を保障する公共交通政策を

- (1) 今後のBRT計画は中止するとともに、減便や路線の廃止、運賃の値上げとにならないように交通事業者への支援をおこないながら、今後の方向について事業者と協議すること。
- (2) 印刷したバス時刻表が希望する利用者に届くよう事業者に求めること。
- (3) 区バスの拡充とあわせ、住民バスの運行主体への支援を積極的に行い、通院や買い物など、市民の移動を保障すること。

6 大型公共事業を大幅に見直し、地域密着型公共事業や市民のくらしのために

- (1) 新潟駅連続立体交差・周辺整備事業は、凍結部分は中止するとともに、万代広場をはじめ事業費圧縮のための大幅な見直しをおこなうこと。
- (2) 万代島ルート線事業の未着手区間については、中止するよう国に申し入れること。
- (3) 新たな国直轄事業のバスタ新潟はおこなわないこと。
- (4) 「にいがた2キロ」を新たな大型事業の梹子（てこ）にしないこと。
- (5) 新潟空港への新幹線乗り入れは行わないこと。

7 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと

- (1) 本人の承諾なしに自衛隊に個人情報を提供しないこと
- (2) 少なくとも対象とする市民に対して市として提供するかどうか確認をとること。

8 気候危機打開へ、本市として取り組みを

- (1) 新潟市として脱炭素化のため地元企業との協定等の検討をすすめること。
- (2) 省エネ投資への本市独自の支援、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光パネルの設置などの助成をおこなうこと。

9 ジェンダー平等社会の実現へ、新潟市から

- (1) 選択的夫婦別姓、LGBT 平等法を実現し、多様性が尊重される社会実現をめざすこと。
- (2) 企業に男女賃金格差の実態の把握・公表と、その是正計画の策定・公表を義務づけることを国に求めると同時に、本市としても独自におこなうこと。
- (3) 女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金を引き上げるため国とあわせて本市としても独自の対応をおこなうこと。
- (4) 本市の会計年度任用職員等の賃金などの処遇改善をおこなうこと。

《要望》

1. 日本学術会議の任命拒否、憲法9条改定、原発再稼働、消費税増税など、国民の声を無視した政権の暴走に対してノーの意思表示と行動を

- (1) 憲法9条に自衛隊を明記する改憲に反対するとともに、集団的自衛権行使を容認した閣議決定の撤回、安全保障関連法および「共謀罪」法の廃止を国に求めること。
- (2) 本市と防衛省自衛隊新潟地方協力本部が2021年8月6日付けで締結した「自衛官等募集事務に係る対象者情報提供に関する覚書」は撤回すること。
- (3) 柏崎刈羽原発の再稼働に反対の立場を表明するとともに、1年でも早く廃炉に向けた工程表・枠組みを作るよう、国・県、東電に強く働きかけること。
- (4) 消費税廃止を念頭に、消費税率を5%に引き下げるよう国に求めること。
- (5) 市町村をこえた「圏域」を新たに法制化する、自治体の変質・再編の動きに反対し、地方自治を拡充させること。
- (6) 日本学術会議会員の任命拒否を撤回し、会員候補者6名のすみやかな任命を国に求めること。

2. 災害に強いまちづくりのために

- (1) 新潟市には土砂災害の危険のある箇所、とりわけ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れのある「特別警戒区域」が多数存在します。これらの対策を県に求めると同時に、緊急を要する箇所は市独自でも対策を講ずること。
- (2) 道路や橋梁をはじめライフラインについて、老朽化対策が必要な箇所から点検をおこない、計画的に改修を進めること。除雪は市道に限らず、すべての道路を市の責任でおこなうこと。

- (3) 津波等の地域防災計画では、被害想定調査は自然現象として最大規模を設定することとあわせ、被害の軽減目標や対策の優先順位、スケジュールや必要予算など実行計画をしっかりと持つこと。また、避難所は、被災者の救護所として、衣食住をはじめ保健・医療サービスなどの機能と環境が整えられるよう検討を進めること。高台や高層建築物などの避難に適した場所のない地域には、津波避難タワー等の設置を検討すること。
- (4) 北海道胆振東部地震による全道ブラックアウトが示した重大な教訓は、電力の安定供給のためには、大規模集中発電から分散型への転換が必要だということであり、国にエネルギー政策の転換を求めること。地域分散型発電である再生可能エネルギーの普及と産業化を進めること。
- (5) 地域の消防力を高めるため、消防職員を増員すること。
- (6) 障害のある方や、体育館など集団での避難生活が困難な方に配慮した避難場所の設置を進めること。
- (7) 災害時に避難所となる小中学校で調理ができるようにすること。
- (8) 避難所（体育館）のトイレの洋式化を進めること。

3. 市民負担の軽減と新たな負担増をおこなわないこと

- (1) 高すぎる国民健康保険料の引き下げを行うこと。また、子どもの均等割保険料を撤廃・軽減すること。
- (2) 国民健康保険の法定外繰入を拡充し、被保険者負担の軽減をはかること。
- (3) 国民健康保険料および一部負担金の減免について、恒常的な低所得世帯なども対象となるよう基準を緩和・拡充すること。
- (4) 国民健康保険の資格証の発行をやめること。
- (5) 国保の財政基盤の確立と「高い保険料水準」の解決のため、1兆円規模の公費拡充を図るよう国に求めること。また、国庫負担による生活困窮者への常設の保険料免除制度を創設するよう国に求めること。
- (6) 無料低額診療事業について周知・徹底するとともに、市民病院でも実施すること。また、保険薬局についても同事業の対象となるよう国に働きかけること。
- (7) 債権管理課、保険年金課等がおこなう徴収業務は、人権に十分配慮するとともに、市民の暮らしと営業を脅かすことのないようにすること。
- (8) 生活保護基準の引き下げをやめることや、冬季加算の月額額の復元、夏季加算の新設を国に働きかけること。当面、市の独自施策として、法外援護の夏期・年末見舞金を復活すること。
- (9) 生活保護基準の引き下げを就学援助等の他の事業に波及させないこと。
- (10) 市営住宅家賃について、生活保護基準の1.4倍までの減免制度にすること。
- (11) 生活保護世帯、住民税非課税世帯、障害者世帯、母子世帯に福祉灯油を実施すること。

- (1 2) 公民館、学校開放、コミュニティーセンター・ハウスの利用は無料に戻すこと。市の責任で駐車場を確保し、利用者に負担を求めないこと。
- (1 3) ゴミ有料化はやめること。少なくとも指定ゴミ袋料金の大幅引き下げをおこなうこと。

4. 高齢者・障がい者の生活を守るために

- (1) 新総合事業の訪問型・通所型サービスについて、利用者が希望すれば介護予防相当サービスを受けられる扱いを今後も継続すること。
- (2) 総合事業の訪問・通所の基準緩和サービスの報酬単価を引き上げること。
- (3) 高齢者全体を対象とした基本チェックリストの配布を復活すること。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業費の「上限」について、サービス提供に必要な事業費を確保するため、不足する場合は国に負担を求めるとともに、必要に応じ一般会計からも補てんし、「上限」を理由にサービス利用を抑制しないこと。
- (5) 介護サービス利用料の2割負担の対象者拡大に反対すること。「要介護1、2」の生活援助、福祉用具貸与などを保険給付から除外しないこと。
- (6) 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求めるとともに、介護保険料・利用料の引き上げは行わないこと。低所得者等への減免制度を拡充すること。
- (7) 特別養護老人ホームを増設し待機者を出さないこと。また、医療依存度が高い入所希望者が入所できるよう、看護師加配などへの財政支援をおこなうこと。
- (8) 高齢者のインフルエンザ予防接種について、市民税非課税世帯の接種料を無料に戻すこと。
- (9) 60歳から69歳のがん検診料を無料に戻すこと。
- (10) 紙おむつが必要な高齢者への支給事業は元に戻すこと。また、利用券と現物支給が選択できるようにすること。
- (11) 配食サービスは、行政区によって配食頻度と利用地域、負担額に地域格差がある。全市で毎日配食できる体制を図ること。
- (12) 高齢者のフレイル対策として、「フレイル健診」や「骨粗しょう症健診」、「もの忘れ健診」などを実施すること。
- (13) 老人憩の家は、廃止しないこととあわせ利用料は無料にすること。
- (14) 「障害者総合支援法」を見直し、応益負担は速やかに廃止するよう国に求めると同時に、利用料は無料にすること。
- (15) 障がい福祉サービスを利用している障がい者に対し、65歳になったことを理由にして介護保険によるサービス利用を一律に求めないこと。
- (16) 内部障がい者や難病患者、妊娠初期の人などが周囲から手助けを得られやすいように作成されたヘルプマークの周知をはかるとともに、市としてヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示などを行うこと。

(17) 重度障がいのある人と家族が安心できる早急な入所施設の整備を行うこと。

(18) 加齢による中等度難聴者への補聴器購入について、市独自の助成制度を創設すること。

5. 誰もが安心して産み育てられるために

(1) こども医療費助成について、国の制度とするよう強く求めること。

(2) 子どものインフルエンザ予防接種の接種料の補助制度をつくること。

(3) 就学援助の認定基準を生活保護基準（2013年8月以前の基準）の1.4倍に戻し、所得階層別の支給率切り下げをやめること。PTA会費を援助費目に加えること。支給額を国の基準に引き上げること。

(4) 大規模・過密のひまわりクラブの分割、施設改善を急ぐこと。

(5) 放課後児童健全育成事業の処遇改善事業を実施するなど、ひまわりクラブの支援員と補助員の待遇を抜本的に改善すること。

(6) 市が運営を委託している民設のひまわりクラブについても、指定管理のひまわりクラブなどと同様に所得に応じた減免や多子減免が適用できるよう、市の委託料を増額すること。

(7) 学童保育の利用料について、保護者の負担軽減を行うこと。

(8) 幼児教育・保育の無償化について、0～2歳児の所得制限をやめることや、給食費も無料にするなどの制度の見直しを行うとともに、必要な財源は全額国庫で確保するよう国に求めること。

(9) 0～2歳児の潜在的待機児童の解消のために、公立の小規模保育所の整備を進めること。

(10) 市立保育園の民営化計画を見直し、公的保育制度を堅持・拡充すること。

(11) 妊産婦医療費助成の所得制限をなくすこと。

(12) 病院群輪番制事業について、国の公的病院に対する特別交付税措置を活用し、救急医療を担う民間病院への支援を強めること。

(13) 在宅医療体制の整備を早急に進めること。

6. ゆきとどいた教育をすすめるために

(1) 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。

(2) 市立の小・中学校と特別支援学校の体育館へのエアコン設置についても検討を進めること。

(3) 小中学校のクラス編成は20人程度とすること。

(4) 教職員の抜本的な定数改善を国に求め、教職員の異常な長時間労働を是正すること。

(5) 教員の長時間労働を固定化、助長する「1年単位の変形労働時間制」導入に対して国に中止を求めることと同時に、本市では導入をしないこと。

(6) 本市の学校の常勤講師は1週間の任用の「空白期間」があり、会計年度任

用職員の学校図書館司書や給食調理員は学期ごとに採用と雇止めによる1か月の「空白期間」が繰り返されています。総務省の会計年度任用職員制度の導入に向けたマニュアルの指摘に従って、直ちに任用の「空白期間」をなくすこと。

- (7) 学校給食調理業務の民間委託を中止すること。直営自校方式の小中学校給食を継続すること。中学校のスクールランチについても全員給食とすること。就学援助を受けている生徒のスクールランチのプリペイドカードはポイントを入れたものにする。
- (8) 学校給食は無償化すること。また、国に無償化を求めること。
- (9) 義務教育に関わる学用品（鍵盤ピアニカ、算数セット、粘土板・粘土ペラ等）は備品扱いとし、学校に備え付けること。
- (10) いじめ、不登校等に対応するスクールソーシャルワーカーを増やすこと。
- (11) いじめや虐待など、子どもの人権侵害に対応する人権オンブズパーソン制度を創設すること。
- (12) 支援員は学校の要望に添った配置をおこなうことや6.5時間勤務に戻すなど特別支援教育を充実すること。
- (13) 学校統廃合については、住民の合意形成をていねいにおこなうこと。

7. 「中小企業振興基本条例」を生かし、中小企業の振興、商店街への支援強化を。農家の所得補償など農業への支援強化を

- (1) 「中小企業振興基本条例」を生かすために「振興会議」等の条例推進のための機構をつくること。また、区ごとの特性を生かした産業政策と体制の確立をはかること。
- (2) 子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業は、引き続き行うこととあわせ、予算を増額するとともに補助上限額を20万円に引き上げること。申請窓口を区役所にも設置すること。
- (3) 小額工事等契約希望者登録制度の活用を各部局・区役所に徹底し、この制度の利用率を抜本的に高めること。また対象工事を200万円までに引き上げること。
- (4) 「新潟IPC財団ビジネス支援センター」の体制を強化するとともに、身近なところで相談できるようにすること。
- (5) 米の直接支払交付金の復活を国に求めること。市独自の戸別所得補償制度をモデル実施すること。
- (6) 市街化区域内の農地の保全、小規模基盤整備事業など転作条件の整備、花卉・園芸農家の新品種開発や販路拡大への助成、産直・朝市など農家の自主的取り組みへの助成、学校給食への地場産農産物の利用促進等を進めること。

8. 非正規雇用の拡大に歯止めをかけ、労働者の生活を守り、雇用の創出に全力をあげること

- (1) 非正規社員の正社員化を進める民間企業への助成を行うこと。
- (2) ブラック企業の実態を調査し、その結果を市民に公表すること。
- (3) 保育士、学校図書館司書をはじめ、恒常的に業務に従事している非正規職員は正規職に転換すること。非正規職員の待遇を抜本的に改善すること。
- (4) 「公契約条例」を制定し、公共工事・公共サービスを受注した企業で働く労働者に適正な水準の賃金、労働条件を保証すること。

9. まちづくりとまちなか活性化

- (1) 古町や本町の中心市街地への居住の促進のため、徒歩や自転車で通える地域への居住促進のために空き家に対する取り組みの支援を重点的におこなうこと。
- (2) 市民のみなさんから「みなとまち新潟」の魅力・歴史を再発見、再認識していただくためにも、「新潟市観光循環バス」に高齢者をはじめとした市民割引を適用するとともに、市民向けのPRを広げること。
- (3) 「まちなか居住の促進」「都市型雇用の促進」「賑わい・交流の促進」のための取り組みを、旧市町村単位でそれぞれの実情にあった形で進めること。

10. 市民参加を最優先にした政令指定都市新潟を

- (1) 市民に身近なサービスや事業の予算を区役所におろし、権限を強化すること。
- (2) 区自治協議会は、住民の意見を反映させる機関として、公募委員数を増員し、住民参加を積極的にすすめること。予算等に関する発言を保障し、尊重すること。
- (3) 補助金の拡充や事務局体制の確立、拠点の整備など、コミュニティ協議会に対する支援を拡充すること。

以 上